平成２８年（フ）第４８号
兵庫県淡路市久留麻12番地１　来田ビル・マンション105号、住民票上の住所兵庫県淡路市長澤159番地
債務者　美濃多賀子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４６号
青森県弘前市大字門外３丁目２番地２
債務者　道川美由紀
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１７３号
神奈川県横須賀市粟田１丁目15番５号
債務者　入江真梨子
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８７号
神奈川県横須賀市西逸見町２丁目４番地
コーポホワイト101
債務者　入山　美和
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０４号
青森市里見２丁目７番５号
債務者　太田　篤志
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０７号
札幌市西区琴似３条３丁目４番10号　エイビュー琴似103号
債務者　市原　秀紀
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５８号
札幌市北区麻生町６丁目２番８号　シャレー弐番館205号
債務者　大友　直樹
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８１号
札幌市手稲区富丘３条５丁目１番33―402号
債務者　佐藤千恵子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８６号
札幌市西区琴似１条７丁目３番８―705号
債務者　天野めぐみ
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２００４号
札幌市東区北21条東13丁目３番16―302号
債務者　武田　量久
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１１号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番52―201号
債務者　森　　泰子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６号
北海道室蘭市東町１丁目22番１―202号
債務者　板谷　裕子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
釧路市貝塚２丁目９番27号
債務者　宝福　哲史
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７８号
北海道北見市美山町南５丁目129番地９　美山第２団地５―37号、前住所北海道北見市美山町南２丁目９番地22
債務者　中村まどか（旧姓前畑・鷲見）
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘３丁目77番地1583
債務者　高橋　晴美
１　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１０２４号
山梨県笛吹市御坂町下野原1192番地、住民票上の住所埼玉県和光市白子３丁目22番１号ウッディハウス203
債務者　久保田久男
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１１号
さいたま市浦和区常盤９丁目10番11―205号
債務者　大崎　利哉
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係